



日本貿易振興機構(ジェトロ)

[海外ビジネス情報](#) [サービス](#) [国・地域別に見る](#) [目的別に見る](#) [産業別に見る](#)

政府公共調達データベース

[政府調達概要](#) [検索ページ](#)

国土交通省： 建設工事

入札公告(建設工事)

[前の案件へ](#) [結果一覧へ](#) [検索指定へ](#) [トップへ](#)

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成26年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成 26 年1月8日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 深澤 淳志

調達機関番号 020 所在地番号 11

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 ハツ場ダム本体建設工事(電子入札対象案件)
- (3) 工事場所
左岸：群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字ハツ場地先
右岸：群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山地先
原石山：群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山地先
- (4) 工事内容
型式 重力式ダム
堤高 H = 116m
1) 一般土木工事
ダム土工 約600,000立方m
原石山土工 約1,100,000立方m
堤体工 約900,000立方m
基礎処理工 約23,000m
法面工 1式
仮設工 1式
2) 機械設備工事
ダム用水門設備製作 1式
ダム用水門設備据付 1式
- (5) 工期 契約締結の翌日から平成30年10月1日まで。
- (6) 使用する主要な資機材
セメント 約147,000t、鉄筋 約1,300t、鋼材 約4,000t

(7) 本工事は、入札時に技術提案[VE提案]を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE方式[総合評価落札方式(技術提案評価型A型)]の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10) 本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。(閲覧方法等の詳細は入札説明書による。)

(11) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が6.5点未満であった場合



、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

(12) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、入札日から過去2年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、6(8)で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

(13) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合には、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又はハッ場ダム工事事務所のホームページにより公表する。

(14) 本工事中において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。ただし、本工事が下記(15)により施工プロセスを通じた検査の試行対象工事となった場合、中間前金払を選択することはできない。

(15) 本工事は、低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、「施工プロセスを通じた検査の試行について(平成22年3月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長)」による「施工プロセスを通じた検査の試行」の試行対象工事となる。ただし、コスト縮減金額として関東地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申し込みに係る価格に加えた金額が調査基準価格を上回る場合は除く。

上記、試行対象工事となった場合は、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査(完成技術検査を含む)を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

(16) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事中では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意するものとする。また、後工事についても、本工事に合意した単価等を使用するものとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」(関東地方整備局ホームページ<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000041.html>)に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式とし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式にて行うものとする。

(17) 本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

(18) 本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。

(19) 本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

(20) 本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案等の採否の通知を実施する工事である。詳細は入札説明書による。

2 競争参加資格

(1) 下記の(A1)から(A8)までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者(以下「単体」という。)、又は「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年1月8日付け関東地方整備局長)に示すところにより、関東地方整備局長(以下「局長」という。)

から、ハッ場ダム本体建設工事に係る異工種建設工事共同企業体(以下「異工種JV」という。)としての競争参加者の資格(以下「異工種JVとしての資格」という。)の認定を受けている者であること。

(A1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(A2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事及び機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(A3) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工



事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること((A2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)

(A4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((A2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(A5) 平成10年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア) 単独又はJV代表者として施工した、RCD工法又は拡張レア工法による堤高70m以上の重力式コンクリートダム本体工事であること。

(イ) ダム用水門設備でのラジアルゲート、又はダム用水門設備での設計水深2.5m以上のローラーゲートについて、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器(開閉装置を除く)を自社工場にて製作し、設備全体を施工した工事であること。

(ウ) ダム用水門設備での選択取水設備について、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器(開閉装置を除く)を自社工場にて製作し、設備全体を施工した工事であること。

ただし、上記(ア)、(イ)及び(ウ)は同一工事でなくてもよい。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)、(イ)及び(ウ)の施工実績を有し、他の構成員は、下記(エ)及び上記(イ)、又は下記(エ)及び上記(ウ)の施工実績を有すること。

(エ) 堤高30m以上のコンクリートダム本体工事であること。

ただし、上記(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)は、同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(A6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(A7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(A8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、異工種JVにより参加する者は、担当工事分野ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(A1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(A2) 単体または一般土木工事を担当する異工種JVの構成員の配置予定技術者は、ダム工事統括管理技術者又はこれと同等以上の資格を有すること。

(A3) 平成10年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

1) 単体による参加申請者の配置予定技術者は、1人の者が下記(ア)及び(イ)、又は(ア)及び(ウ)の施工経験を有すること。

(ア) 単独又はJV代表者として施工した、RCD工法又は拡張レア工法による堤高70m以上の重力式コンクリートダム本体工事であること。

(イ) ダム用水門設備でのラジアルゲート、又はダム用水門設備での設計水深2.5m以上のローラーゲートの工事であること。

(ウ) ダム用水門設備での選択取水設備の工事であること。

ただし、上記(ア)、(イ)及び(ウ)は同一工事でなくてもよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任(監理)技術者が上記(ア)及び(イ)、又は(ア)及び(ウ)の施工経験を有すること。

ただし、上記(ア)、(イ)及び(ウ)は同一工事でなくてもよい。

2) 異工種JVを2社で構成する場合における構成員の配置予定技術者は下記の施工経験を有すること。

(ア) 一般土木工事を担当する主任(監理)技術者は、上記(2)

(A3)1)(ア)の施工経験を有すること。



複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

(イ) 機械設備工事を担当する主任(監理)技術者は、上記(2)(A3)1(イ)又は(ウ)の施工経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

3)異工種JVを3社で構成する場合における構成員の配置予定技術者は、下記の施工経験を有すること。

(ア) 一般土木工事を担当する構成員のうち1社の主任(監理)技術者が、上記(2)(A3)1(ア)の施工経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

(イ) 機械設備工事を担当する構成員のうち1社の主任(監理)技術者が上記(2)(A3)1(イ)又は(ウ)の施工経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

(A4) 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(詳細は入札説明書参照。)

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

(A1) 入札参加者は「価格」、「技術提案[VE提案]」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

(A2) (A1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

(A1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を70点とする。

(A2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)の評価項目に対する評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(イ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア) 技術提案[VE提案]の項目として「施工日数の短縮」

(イ) 施工体制(施工体制評価点)

(A3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(A4) (A2)(ア)、(イ)の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点(100点)を与え、さらに(A2)(ア)の技術提案[VE提案]及び(A2)(イ)の施工体制の内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、(A2)(ア)の技術提案[VE提案]を行わない者は、(A2)(イ)の内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

(A5) (A2)(ア)の「施工日数の短縮」の技術提案[VE提案]については、予定価格の制限の範囲内で技術提案が妥当と認められた入札参加者の提案した短縮日数に対して加算点を与える。ただし、短縮日数が97日以下の者には加算点を与えない。

加算点は、入札参加者のうち提案された短縮日数が最大の者に70点の加算点を与える。それ以外の提案者については、短縮日数に応じて按份して加算点を与える。ただし、入札参加者のうち提案された短縮日数の最大が365日に満たない場合は、365日を加算点70点として、短縮日数に応じ按份して加算点を与える。

(3) (2)(A2)(ア)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4) (2)(A2)(ア)「施工日数の短縮」について、受注者の責により、履行できなかった場合は、損害賠償請求を行う。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。また、併せて当該工事成績評定を5点減ずる。

4 技術提案に関する事項等

(1) VE提案の改善(技術対話) 技術対話について、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者からVE提案の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。



(2) 設計数量の算出 VE提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。

(3) VE提案に対する審査内容 VE提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は学識経験者等による組織を活用する場合がある。

(4) 見積の提出 VE提案に対応した設計数量及び見積書を予定価格に反映させるための参考資料として作成し、提出を求める。

VE提案に対する見積の対象範囲は、入札説明書によるものとするが、提出にあたっては本工事全体について作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局 〒330 9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2 1さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話048 601 3151(代) 内線2525

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年1月8日から平成26年8月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)を(1)に持参又は郵送もしくは託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成26年1月8日から平成26年8月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

(A1) VE提案を除く申請書及び資料の提出期限 平成26年1月8日から平成26年2月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年1月8日から平成26年2月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで上記5(1)へ持参すること。

(A2) VE提案及びVE提案に対する設計数量の提出期限 平成26年1月8日から平成26年3月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年1月8日から平成26年3月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで上記5(1)へ持参すること。

(A3) 改善されたVE提案及びVE提案に対する設計数量の提出期限 平成26年5月7日から平成26年6月2日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年5月7日から平成26年6月2日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで上記5(1)へ持参すること。

(A4) VE提案に対する見積書の提出期間、場所及び方法 技術提案の採否に関する通知において、VE提案が妥当と認められた競争参加者は、競争参加資格が確認された後から平成26年7月15日までに5(1)に郵送(書留郵便に限る。提出期間内に必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出すること。

(4) 歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法 競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年7月7日から平成26年8月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、記録媒体(CD-R等)を(1)に持参又は郵送もしくは託送(書留郵便等、記録が残るものに限る。)することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。郵送又は託送による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、競争参加資格を有する者の連絡先が分かるものを同封すること。交付期間は、平成26年7月7日から平成26年8月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし、最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 平成26年7月8日から平成26年8月4日まで

〒330 9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2 1さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課 電話048 601 3151(代) 郵送(書留郵便に限る。提出期間内に必着。)又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内に必着。)により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙



により持参又は郵送もしくは託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)すること。

(A1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成26年8月4日12時00分。

(A2) 持参による入札の受領期限は、平成26年8月4日12時00分 関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

(A3) 郵送等による入札の受領期限は、平成26年8月4日12時00分 送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成26年8月6日10時30分 関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日が開札の翌日を予定する。

(A4) これらの日時までに平成26年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(A1) 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 関東地方整備局)又は銀行等の保証(取扱官庁 関東地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

(A2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 関東地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 関東地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記3(1)(A1)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後のV E提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案[V E提案]により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書[V E提案]を提出すること。ただし、技術提案[V E提案]が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること(詳細は入札説明書参照。)

(8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(詳細は入札説明書参照。)

(9) 手続における交渉の有無 無。

(10) 契約書作成の要否 要。

(11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、入札説明書参照。)

また、本工事について、調査基準価格を下回った場合は、合理性があるものについて本工事で単価合意を行い、随意契約により締結する予定の工事においては、本工事で合意した単価を積算で使用するものとする。

(12) 入札書(施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(13) 技術提案の採否 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(14) 競争参加資格の確認の通知において、V E提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標



準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(15) 関連情報を入力するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(16) 競争参加者は、技術提案等の採否に関する通知に基づき入札すること。入札時において、VE提案の修正・改善は認めない。

なお、VE提案が妥当と認められた競争参加者は、VE提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた見積書に基づき積算した価格のうち純工事費が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

(17) 一般競争参加資格又は異工種JVとしての資格の認定を受けていない者の参加 上記2(1)に掲げる一般競争参加資格又は異工種JVとしての資格の認定を受けていない者も上記5(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(18) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(19) 詳細は入札説明書による

[前の案件へ](#)

[結果一覧へ](#)

[検索指定へ](#)

[トップへ](#)

各調達案件についてのお問い合わせ

各調達案件の詳細は、該当省庁・機関にお問い合わせください。

データベースご利用に関するお問い合わせ

[お問合せフォーム](#)

ジェトロ 貿易投資相談課
Tel: 03 3582 5651

[政府公共調達データベース](#) [入札公告\(建設工事\)](#)

[採用情報](#)
[調達情報](#)
[情報公開](#)

[利用規約・免責事項](#)
[個人情報保護について](#)
[サイトマップ](#)

[ジェトロ・アジア経済研究所](#)

[各種自治体・機関等へのリンク集](#)

[Twitter 公式アカウント](#)

[YouTube 公式アカウント](#)

[ソーシャルメディア運用ポリシー](#)

Copyright (C) 1995-2015 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved.

